

令和4年横審第28号

裁 決

遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹及び同官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年1月4日08時35分

千葉県富津岬南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 19トン

全 長 20.98メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 636キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成12年10月に進水し、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客42人及び船員1人のFRP製遊漁船で、船首部に出入口を後部に設けた客室（以下「前部客室」という。）、船体中央部やや船尾寄りに操舵室及び同室後方に連続して客室（以下「後部客室」という。）を配し、両舷には前部客室から後部客室に至る釣り客用のベンチを各室側壁に沿って備え、操舵室には、前部左舷寄りに舵輪、その左舷側に魚群探知機及び機関遠隔操縦装置、右舷側にレーダー及びGPSプロッター、前方に磁気コンパス及び自動操舵装置、後方に操縦席がそれぞれ設置されていた。

(2) 業務規程

業務規程及び同規程の発航中止基準には、発航若しくは発航後の運航中止の条件が、海上警報発令中、発航港における風速が毎秒10メートル（以下、風速については毎秒の値を示す。）以上若しくは波高が2.0メートル以上とされ、また、同基準に達しない状況においても、船長は、気象又は海象等の状況が悪化し、自らの経験に基づき利用者が危険になると予測される場合若しくは発航後に気象及び海象等が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならないと定められていた。

そして、業務規程の船長の釣り客に対する安全確保の措置には、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更及び減速を行うことにより船体動揺の軽減に努め、及び波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、釣り客を動揺が比較的小さい船体中央部よ

り後方に移動するよう指示することが規定されていた。

(3) a 受審人の経歴（一部省略）

a 受審人は、平成11年からAの船長兼遊漁船業務主任者職を執るようになり、その性能及び業務規程を十分把握するとともに、富津岬南方沖合の航行経験が豊富で、波浪の状況を熟知していた。

そして、a 受審人は、令和元年頃千葉県木更津港西方沖合を航行中、増勢した波浪により船首部が上下に激しく動揺し、前部客室に設けられたベンチに腰掛けていた釣り客が上方に跳ね上げられ、落下して身体を船体に打ち付けて負傷したことがあったので、平素、増勢した波浪を船首部から受ける状況となれば、釣り客が負傷することのないよう、動揺を抑制するために減速するとともに、釣り客を動揺の小さい後部客室や船尾寄りのベンチに移動させていた。

(4) 気象状況

横浜地方気象台は、令和4年1月3日16時16分神奈川県横須賀市に強風注意報及び波浪注意報を発表し、翌4日04時19分各注意報を継続し、また、東京管区気象台は、3日23時35分関東海域に海上強風警報を発表し、「関東海域北部では、西の風が強く、最大風速は30ノット（15メートル）、4日21時までには、北西の風が強く、最大風速は40ノット（20メートル）に達する見込み」と報じ、翌4日05時30分同警報を継続していた。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、釣り客20人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和4年1月4日07時00分江戸川区所在の係留地を発し、富津岬南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a 受審人は、同日05時00分頃インターネットの天

気予報により、横須賀市に強風注意報及び波浪注意報が、関東海域に海上強風警報がそれぞれ発表されていることを知ったものの、係留地がほぼ無風であったことから、前示釣り場においても風力及び波高が発航中止基準に達していないことを期待し、予定どおり発航することを決めたものであった。

a 受審人は、第2海堡を右舷に見て航過し、08時17分僅か過ぎ観音埼灯台から010.5度（真方位、以下同じ。）3.43海里の地点で、針路を浦賀水道航路第4号灯浮標東方沖合約500メートルに向く154度に定め、機関を回転数毎分1,500（以下、機関回転数については毎分のものを示す。）にかけ、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、釣り客を船首寄りのベンチに1人、前部客室に3人、後部客室に6人、船尾寄りのベンチに10人それぞれ休息させ、操縦席に腰掛けた姿勢で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、08時22分半僅か過ぎ観音埼灯台から040.5度2.26海里の地点に至り、波浪を右舷船首方から受け、船首部が上下に動揺し始めたので、動揺を抑制するため、機関を回転数1,200ないし1,300にかけ、12.0ノットの速力に減じて続航した。

08時30分 a 受審人は、観音埼灯台から084度2.22海里の地点に至り、次第に西寄りの風が強くなり、波浪が波高1.5メートルに増勢したのを観測し、船首部が上下に激しく動揺するようになったのを認めたとき、釣り客を船首寄りのベンチで待機させると、上方に跳ね上げられ、落下して身体を船体に打ち付けて負傷するおそれがあったが、減速して航行しているので、この程度の波浪ならば釣り客が無難に腰掛けていることができるものと思い、動揺

の小さい後部客室や船尾寄りのベンチに移動させるなど、釣り客に対する安全措置を十分にとることなく、釣り場到着に備え、釣り客を右舷船首寄りのベンチに2人、左舷船首寄りのベンチに1人、残りの釣り客を均等な配置となるよう両舷中央部及び船尾寄りの各ベンチに振り分けてそれぞれ待機させた。

a 受審人は、右舷船首方からの波浪を見ながら進行中、08時35分観音埼灯台から105.5度2.75海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、右舷船首寄りのベンチに腰掛けていた釣り客2人が上方に跳ね上げられ、落下して腰部を強打した。

当時、天候は晴れで風力4の西風が吹き、付近には波高約1.5メートルの西方からの波浪があり、関東海域に海上強風警報が、横須賀市に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表され、潮候は下げ潮の初期であった。

a 受審人は、その後も増勢した波浪を右舷船首方から受けながら、12.0ノットの速力で航行を続け、08時40分観音埼灯台から116.5度3.47海里の地点で釣り場に到着し、釣り客が負傷したことを知り、事後の措置に当たった。

その結果、釣り客1人が26日間の加療を要する第1腰椎圧迫骨折を、釣り客1人が約3か月の加療を要する第2腰椎椎体骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件釣客負傷は、富津岬南方沖合において、関東海域に海上強風警報が、横須賀市に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表され、西風が連吹する状況下、釣り場に向けて航行中、増勢した波浪を右舷船首方から受け、船首部が上下に激しく動揺するようになった際、釣り客に対す

る安全措置が不十分で、右舷船首寄りのベンチに腰掛けていた釣り客が上方に跳ね上げられ、落下して腰部を強打したことによって発生したものである。

a 受審人は、富津岬南方沖合において、関東海域に海上強風警報が、横須賀市に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表され、西風が連吹する状況下、増勢した波浪を右舷船首方から受け、船首部が上下に激しく動揺するようになったことを認めた場合、釣り客を船首寄りのベンチで待機させると、上方に跳ね上げられ、落下して身体を船体に打ち付けて負傷するおそれがあったのだから、動揺の小さい後部客室や船尾寄りのベンチに移動させるなど、釣り客に対する安全措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、減速して航行しているので、この程度の波浪ならば釣り客が無難に腰掛けていることができるものと思い、釣り客に対する安全措置を十分にとらなかった職務上の過失により、右舷船首寄りのベンチに腰掛けていた釣り客が上方に跳ね上げられ、落下して腰部を強打する事態を招き、釣り客2人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年2月28日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁